

四日市市告示第76号

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月13日

四日市市長 森 智 広

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

さくらまつり等事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第83号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(新型コロナウイルス感染症対策の特例)</u></p> <p><u>3 令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、令和2年2月25日から令和2年4月30日までの地域住民が自ら主催するさくらまつり等の観光・集客・交流目的を有した行事活動を中止した場合は、第2条第1号ハの規定を適用しないこととする。</u></p> <p><u>(読替規定)</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合に限り、第4条第1項中「第1号の経費については3分の2を乗じた額」とあるのは「第1号の経費については10分の10を乗じた額」とする。</u></p>	<p>附 則</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後のさくらまつり等事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年2月25日から適用する。

(シティプロモーション部 観光交流課)